

こんなことしていませんか？

★これらはすべて体罰です

- 言葉で何度か注意したけど言うことを聞かないので、背中やお尻を叩いた
- 他人のものを取ったので、つねった
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 食べ物で遊んでいたのに、押し入れに閉じ込めた
- 宿題をしなかったのに、食事を与えなかった
- 友達を蹴ってケガをさせたので、同じように子どもを蹴った
- 掃除をしないので、髪を引っ張り、汚れた洗濯物を顔に押し付けた

★子どもの心を傷つける行為です。

- 冗談のつもりでも、「こんなバカな子に育てた覚えはない」「生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った
- 「お兄ちゃんは、もっと上手にできたのに、お前はへたくそだね～」ときょうだいを引き合いに出してダメ出しをする

困ったことがあれば相談してください

児童虐待に関するご連絡(相談)

育児不安、妊娠・出産

についての連絡先

茅野市こども・家庭総合支援拠点「育ちあいちの」
こども課 こども・家庭相談係
発達支援センター

☎0266-72-2101(代)
内線 615・616・617
内線 618

他の主な相談機関等

諏訪児童相談所	☎0266-52-0056
長野県児童虐待・DV24時間ホットライン	☎026-219-2413
茅野警察署 生活安全課	☎0266-82-0110
にんしんSOSながの	☎0120-68-1192

体罰などによらない子育てのために

育てを頑張ることはとても大変なことです。子どもにも腹が立つたり、イライラしたり、ストレスが溜まることは多くの保護者が体験するものです。体罰などをしてしまう保護者も、さまざまな思いや悩みを抱えているのではないのでしょうか？体罰などよくないとわかっていてもいろいろな状況や理由によって、難しいと感じることもあると思います。そんな時には、保護者がひとりで抱え込むのではなく、周囲の力を借りることや相談することで解決することもあります。

「育ちあいちの」では、体罰などによらない子どもへの関わり方を、一緒に具体的に考えていきます。少しでも困ったことがあれば、どうぞお気軽にご相談ください。



体罰などによらない子育てをひろげよう!



『189(いちはやく)知らせてまもる 子どもの未来』

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

体罰(虐待)などによらない子育てを推進するため、一人ひとりが意識を変えていくとともに、みんなで子育てを支える社会にしていきたいと思います。

「しつけ」と称して暴力・暴言などの体罰(虐待)をしていませんか？

子どもが思ったとおりに行動してくれず、イライラしたときに、「しつけ」と称して体罰をしていませんか？

体罰などによって子どもの行動が変わったとしても、それは叩かれたり、怒鳴られたりした恐怖心などにより行動した姿であり、自分で考えて行動した姿ではないため、根本的な解決にはなりません。子どもの成長の助けにならないばかりか、心身の発達などに悪影響を及ぼしてしまいます。全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、体罰は子どもの権利を侵害するものです。

しつけと体罰は何が違うの？

しつけ
子どもの人格や才能を伸ばし、社会において自律できるように子どもをサポートして社会性を育むことです。

体罰
どんなに軽くても苦痛や不快感を意図的に与える行為(罰)です。

子どもにしつけをするときには、子どもと向き合い、子どもの発達しつづける能力に合う方法で、どうすればいいのかを言葉や見本を示すなど子どもが理解できる方法で伝える必要があります。

暴言などの子どもの心を傷つける行為とは？

体罰以外に怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言や子どもをけなしたり、辱めたり、笑いのものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為となり、子どもの権利を侵害するものとして禁止されています。

なぜ体罰や

暴言がいけないの？

虐待や体罰、暴言を受けた体験がトラウマ(心的外傷)となつて、心身にダメージを引き起こし、その後の子どもの成長・発達に悪影響を与えます。子どもが安心できる場所であるはずの家庭が、自分の居場所であると感じられなくなり、対人関係のトラブルや非行、犯罪被害などの大きな問題に発展してしまう可能性もあります。